

第五次追補の追加賠償も

増額される可能性があります



文部科学省 **ADRセンター** が
(原子力損害賠償紛争解決センター)

富岡町 の「**学びの森**」に
月一回 **出張窓口** を開設しています

➤ 令和7年度の開設予定

4月24日(木) 5月29日(木)
6月26日(木) 7月31日(木)
8月28日(木) 9月25日(木)

受付時間
11時～
14時30分

10月以降については、決定次第お知らせします

➤ 開設場所

富岡町文化交流センター「学びの森」 2階研修室



2階で
エレベータを
降りて
左手の研修室へ

➤ 問合せ先

原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)



0120-377-155 (平日10時～17時)



➤ ADRセンターとは

中立・公正な**国の機関**が無料で話し合いによる解決の仲介をします。

ADRセンターの出張窓口では弁護士等の専門家から個別に説明を受けられます。**(手続費用無料)**

ADRの申立書についても、それぞれのご事情に対応した記載方法の説明を受けながら、その場で作成・提出できます。

長年
富岡町に住み
地域との
結びつきが強い



家族が離れ離れになり
二重生活となった



介護や子の世話を
しながら避難した

入院先からの
避難を強いられた



自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した



避難により
農機具が管理できず
使用不能となった



墓石の修理費用や
移転費用が
必要となった

このような場合
賠償額が増額される可能性があります
請求漏れはありませんか？